

新型コロナウイルス感染症患者の発生について

令和2年7月27日
京都府新型コロナウイルス
感染症対策本部
京都府健康福祉部健康対策課

以下のとおり、5名の陽性者が判明しましたのでお知らせします。

引き続き、患者の濃厚接触者の把握など積極的疫学調査を確実にを行い、感染拡大防止に取り組んでまいります。

また、1名の方が退院及び入院勧告解除されましたので、併せてお知らせします。

1 陽性が判明した方の概要

(1) 府658例目（70歳代男性、山城北保健所管内在住）

（経過）

7月26日 接触者として検体採取

7月27日 陽性が判明

（現在判明している概要）

府625例目の接触者、会社員

（接触者）

調査中

(2) 府659例目（50歳代男性、山城北保健所管内在住）

（経過）

7月24日 咳、倦怠感

7月25日 帰国者・接触者外来を受診、検体採取

7月27日 陽性が判明

（現在判明している概要）

会社員

（接触者）

調査中



(3) 府660例目 (70歳代男性、山城南保健所管内在住)

(経過)

- 7月17日 発熱 (37℃代)、咳、咽頭痛、痰
- 7月26日 帰国者・接触者外来を受診、検体採取
- 7月27日 陽性が判明

(現在判明している概要)

アルバイト

(接触者)

調査中

(4) 府661例目 (30歳代女性、乙訓保健所管内在住)

(経過)

- 7月26日 発熱 (38.1℃)、咳
帰国者・接触者外来を受診、検体採取
- 7月27日 陽性が判明

(現在判明している概要)

無職

(接触者)

調査中

(5) 府662例目 (10歳未満女兒、乙訓保健所管内在住)

(経過)

- 7月24日 発熱 (37.5℃)
- 7月26日 帰国者・接触者外来を受診、検体採取
- 7月27日 陽性が判明

2 退院及び入院勧告解除の状況

以下の1名について、厚生労働省の基準に合致したため、退院及び入院勧告解除

・府内492例目

【参考】退院に関する基準（厚生労働省通知抜粋）

- 1 発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合
- 2 発症日から10日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後24時間経過した後に核酸増幅法又は抗原定量検査の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

報道に当たっては、個人情報の保護に御配慮いただくとともに、医療機関や関連施設の取材に当たっては、混乱や風評被害が生じないよう特段の御配慮をお願いします。

本件に関する問い合わせ先	075-414-4723
その他新型コロナウイルス感染症に関する問い合わせ先	075-414-4726